

### 3 憲法審査会

#### 委員一覧 (45名)

会長	小坂 憲次 (自民)	鈴木 寛 (民主)	中曾根 弘文 (自民)
幹事	小西 洋之 (民主)	谷 博之 (民主)	古川 俊治 (自民)
幹事	藤本 祐司 (民主)	玉置 一弥 (民主)	丸山 和也 (自民)
幹事	松井 孝治 (民主)	樽井 良和 (民主)	山谷 えり子 (自民)
幹事	中川 雅治 (自民)	那谷屋 正義 (民主)	魚住 裕一郎 (公明)
幹事	西田 昌司 (自民)	福山 哲郎 (民主)	竹谷 とし子 (公明)
幹事	野上 浩太郎 (自民)	前川 清成 (民主)	谷合 正明 (公明)
幹事	藤川 政人 (自民)	増子 輝彦 (民主)	松田 公太 (みん)
幹事	西田 実仁 (公明)	水岡 俊一 (民主)	佐藤 公治 (生活)
幹事	江口 克彦 (みん)	有村 治子 (自民)	はた ともこ (生活)
	足立 信也 (民主)	磯崎 仁彦 (自民)	井上 哲士 (共産)
	大島 九州男 (民主)	宇都 隆史 (自民)	亀井 亜紀子 (み風)
	北澤 俊美 (民主)	衛藤 晟一 (自民)	福島 みずほ (社民)
	櫻井 充 (民主)	片山 さつき (自民)	水戸 将史 (維新)
	榛葉 賀津也 (民主)	佐藤 正久 (自民)	舛添 要一 (改革)

(25. 3. 13 現在)

#### (1) 活動概観

##### 〔調査の経過〕

日本国憲法の改正手続に関する法律（平成19年法律第51号）による国会法の一部改正により、第167回国会の召集日である平成19年8月7日、各議院に憲法審査会が設けられた。憲法審査会は、①日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制についての広範かつ総合的な調査、②憲法改正原案、日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案等の審査を行う機関である（国会法第102条の6）。

今国会においては、「二院制」と「新しい人権」をテーマにそれぞれ3回の審査会を開催することとなった。

3月13日、「二院制」について憲法審査会事務局当局から報告を聴取した後、意見の交換を行った。

4月3日、「二院制」のうち、二院制の

存在意義について参考人東京経済大学現代法学部教授加藤一彦君及び東洋大学法学部教授加藤秀治郎君から意見を聴取した後、両参考人に対し質疑を行った。

5月22日、「二院制」のうち、衆参両院の権限配分及び参議院の構成について参考人駒澤大学法学部教授大山礼子君及び一橋大学大学院法学研究科教授只野雅人君から意見を聴取した後、両参考人に対し質疑を行った。その後、「二院制」について意見の交換を行った。

5月29日、「新しい人権」について憲法審査会事務局当局から報告を聴取した。その後、「新しい人権」のうち、基本的人権全般について参考人明治大学法科大学院教授高橋和之君及び京都大学大学院法学研究科教授土井真一君から意見を聴取した後、両参考人に対し質疑を行った。

6月5日、「新しい人権」のうち、環境

権、プライバシー権などについて参考人慶應義塾大学法学部教授・弁護士小林節君及び慶應義塾大学法学部教授小山剛君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

6月12日、「新しい人権」について意見の交換を行った。

#### 〔調査の概要〕

3月13日、憲法審査会事務局当局から、参議院憲法調査会における二院制についての議論の概要及び憲法調査会報告書提出後の二院制を取り巻く情勢について報告を聴取した後、委員相互間において意見の交換が行われた。

4月3日、参考人東京経済大学現代法学部教授加藤一彦君から、経済的国力と人口規模を考慮した世界の国の状況は、中国以外は二院制であること、参議院の憲法的機能は、①多様な民意の反映、②第一院の補完機能、③慎重審議の励行、④議会内の均衡の要請、⑤参議院議員通常選挙による定時的定点の民意反映機能の5点であること、ねじれ国会は解決可能な問題であり、憲法の予想の範囲内であること等について説明が行われた。次に東洋大学法学部教授加藤秀治郎君から、議院内閣制における議会の役割は有権者に対立点を示すアリーナ型であること、独自性を求め衆議院とは異なる選挙制度とすることには反対であること、改革案は①衆議院の再議決の要件を過半数にし、かつ再議決までに60日の冷却期間を設ける、②両院協議会を改革し成案を得やすくする、③（両院議員で構成する）両院合同会の活用による一院制への移行の3案であること等について説明が行われた。これらを踏まえて、両参考人に対し質疑が行われた。

5月22日、参考人駒澤大学法学部教授大山礼子君から、参議院の独自性のために衆議院の選挙制度と異なる選挙制度にすれば、民意から離れた参議院が強い権限をもつこと、拒否権の行使ではなく充実した審議により、参議院は存在感を発揮することが可能であること、内閣法案の審査は重要であり、充実した審議のため内閣と国会との建設的対話が必要であること等について説明が行われた。次に一橋大学大学院法学研究科教授只野雅人君から、憲法上の統治機構はテキストによる縛りのほかに余白の部分も多く、実際に機能する姿には可変性があること、民主的正統性の強さと議院に与えられる権限の強さは相関関係にあること、憲法を変えるよりも議会制の運用を見直すべきであり、二大政党制ではなく穏健な多党制を志向しながら参議院が独自性を見出す必要があること等について説明が行われた。これらを踏まえて、両参考人に対し質疑が行われた。その後、「二院制」について委員相互間において意見の交換が行われた。

5月29日、憲法審査会事務局当局から、参議院憲法調査会における新しい人権についての議論の概要について報告を聴取した。その後、参考人明治大学法科大学院教授高橋和之君から、憲法とは国家権力の組織と行使の方法に関する基本的ルールであって憲法の名宛人は国家であること、公共の福祉を人権間の衝突の調整原理と解すると、人権とは言い難い対抗利益を人権と主張することにより人権のインフレ化を引き起こすことから学説上見直しの動きがあること、新しい人権への対応方法は①法律による対応、②憲法改正による対応、③裁判所による「法創造」が考えられる一方、幸福追求権の

範囲は学説上未解決であること等について説明が行われた。次に京都大学大学院法学研究科教授土井真一君から、個人の尊重とは人格の尊厳と個性の尊重であって、憲法の中核的原理であること、裁判所が個別の訴訟を通じて解釈により新しい人権を保障することは期待されるが、思い切った判断においては国会の役割が重要であること、新しい人権の保障については、広範な合意が得られれば憲法改正も考えられるが、法律による実現でもよいのであって、最も効果的で適切な方法を選択することが必要であること等について説明が行われた。これらを踏まえて、両参考人に対し質疑が行われた。

6月5日、参考人慶應義塾大学法学部教授・弁護士小林節君から、新しい人権として環境権、プライバシーの権利、知る権利が考えられるが、環境権は権利義務へのあてはめが難しく、国の環境維持責務の方がなじみやすいこと、憲法改正によらなくても新しい人権は法律で相当程度カバーでき、また「憲法上の人権リストに限られない」という規定が憲法に

あれば、裁判所が人権を確認することが可能になること、不完全な人間が作るものである以上、憲法は不磨の大典ではなく見直しが必要であり、人権リストへの新しい権利の追加はあり得ること等について説明が行われた。次に慶應義塾大学法学部教授小山剛君から、新しい人権は重要であり、憲法改正の場合当然に有力候補となるが、そのためだけの憲法改正は不要であること、新しい人権の明文化の検討に当たっては、①どのような憲法を望むのか、②基本的人権という形式で記述するのか、別の形式で記述するのかを考える必要があること、憲法には国家が実現すべき価値や理念を宣明するワイマール憲法型と、法として裁判により貫徹できるドイツ基本法型の2種類があり、どちらの憲法観を選ぶかによって犯罪被害者の権利の扱いなどに違いが出ること等について説明が行われた。これらを踏まえて、両参考人に対し質疑が行われた。

6月12日、「新しい人権」について委員相互間において意見の交換が行われた。

## (2) 審査会経過

### ○平成25年3月13日(水) (第1回)

- 幹事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 「二院制」について憲法審査会事務局当局から報告を聴いた後、意見の交換を行った。

### ○平成25年4月3日(水) (第2回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 「二院制」のうち、二院制の存在意義について次の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

東京経済大学現代法学部教授 加藤一彦君  
東洋大学法学部教授 加藤秀治郎君

[質疑者]

前川清成君(民主)、福島みずほ君(社民)、磯崎仁彦君(自民)、松田公太君(みんな)、亀井亜紀子君(み風)、谷合正明君(公明)、はたともこ君(生活)、井上哲士君(共産)、小西洋之君(民主)、水戸将史君(維新)、江田五月君(民主)、舛添要一君(改革)、古川俊治君(自民)、松井孝治君(民主)、宇都隆史君(自民)

### ○平成25年5月22日(水) (第3回)

- 幹事の補欠選任を行った。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 「二院制」のうち、衆参両院の権限配分及び参議院の構成について次の参考人から意見を

聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

駒澤大学法学部教授 大山礼子君

一橋大学大学院法学研究科教授 只野雅人君

[質疑者]

前川清成君（民主）、西田実仁君（公明）、井上哲士君（共産）、佐藤公治君（生活）、舛添要一君（改革）、福島みずほ君（社民）、宇都隆史君（自民）、小西洋之君（民主）、藤本祐司君（民主）

○「二院制」について意見の交換を行った。

#### ○平成25年5月29日(水) (第4回)

○幹事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制に関する調査のうち、「新しい人権」について必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。

○「新しい人権」について憲法審査会事務局当局から報告を聴いた。

○「新しい人権」のうち、基本的人権全般について次の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

明治大学法科大学院教授 高橋和之君

京都大学大学院法学研究科教授 土井真一君

[質疑者]

谷合正明君（公明）、井上哲士君（共産）、松井孝治君（民主）、舛添要一君（改革）、福島みずほ君（社民）、はたともこ君（生活）、小西洋之君（民主）、片山さつき君（自民）、亀井亜紀子君（み風）、増子輝彦君（民主）、磯崎仁彦君（自民）、江田五月君（民主）

#### ○平成25年6月5日(水) (第5回)

○幹事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○「新しい人権」のうち、環境権、プライバシー権などについて次の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

慶應義塾大学法学部教授

弁護士 小林節君

慶應義塾大学法学部教授 小山剛君

[質疑者]

福島みずほ君（社民）、片山さつき君（自民）、井上哲士君（共産）、水戸将史君（維新）、西田実仁君（公明）、小西洋之君（民主）、佐藤公治君（生活）、宇都隆史君（自民）、前川清成君（民主）、亀井亜紀子君（み風）、舛添要一君（改革）、山谷えり子君（自民）、磯崎仁彦君（自民）、江口克彦君（みん）

#### ○平成25年6月12日(水) (第6回)

○「新しい人権」について意見の交換を行った。